

酬については、次の(a)から(c)までのことを条件として、他方の締約国（本件の場合、日本）の租税を免除する。

(a) その個人が当該課税年度を通じて合計183日をこえない期間当該他方の締約国内（本件の場合、日本国内）に滞在すること。

(b) その個人が当該一方の締約国（本件の場合、米国）の居住者の使用人であること又は、当該一方の締約国（本件の場合、米国）以外の国の居住者の恒久的施設が当該一方の締約国内（本件の場合、米国内）に存在する場合に、その個人がその恒久的施設の使用人であること。

(c) その報酬が当該他方の締約国内（本件の場合、日本国内）に雇用者の有する恒久的施設により報酬として負担されないこと。」

Bは、上記の(a)及び(c)の条件を充足している

ものの(b)の要件は充足していません。すなわち、Bはその雇用者は米国法人ではなく英国法人であり、またBは米国内に所在するいずれの国の恒久的施設の使用人でもありません。

したがって、Bは租税条約の短期滞在者免税の規定の適用がなく、国内法どおり、日本滞在期間に対応する給与について20%の税率により所得税が課されます。

Bの給与は英国に所在する本店から支払われるものの日本に支店が所在することから所得税法第212条第2項の規定によりその支払いは国内払いとみなされ源泉徴収により課税されることとなります。

貴社の日本支店は、その給与の支払日の翌月末日までに源泉徴収税額の納付が必要とされます。（税理士 小沢 進）

“譲渡所得”に関連する所得税法及び租税特別措置法の通達すべてを逐条詳解!

逐条詳解

税理士 船田健二 (元国税庁資産税課課長補佐) / 監修
◎B5判・加除式・全2巻・本体価格25,000円(税別)〈宇実賞〉

譲渡所得関係通達総覧

●複雑かつ多様な譲渡所得に関する実務に 必須な通達を網羅!

法解釈だけでなく、通達の解釈・理解が必要とされる譲渡所得に係る実務のより円滑な遂行に資するため、所得税法及び租税特別措置法の関連通達を網羅し、逐条的に詳解しています。したがって

- 資産等の譲渡を検討する際の適用要件の確認をしたいとき
 - 資産等を譲渡したときの課税所得金額の算出をしたいとき
 - 確定申告時に確認をしたいとき
- などの各場面をはじめ、譲渡所得をめぐるさまざまな場面で活用いただけます。

●理解しやすい立体的な解説方式!

各通達は、項目とその改正経過を枠で囲い、各項目ごとに次の要領で解説しました。

[注釈] 各規定の趣旨、意義等について詳細かつ多角的な視点で解説しました。

[個別事例] 譲渡所得に関する実務処理上、実際に生じた疑問や起こりそうな問題を問答形式で取り上げて、実務に活かせるよう配慮しました。

[判決要旨] 各規定に関連する代表的な裁判例については、要旨を該当する箇所に掲げ、判決年月日・裁判所名・事件番号・出典を表示しました。

[裁決要旨] 各規定に関連する国税不服審判所から公表された代表的な裁決例については、要旨を該当する箇所に掲げ、裁決年月日・出典等を表示しました。

[参考法令等] 各規定を理解するために必要な範囲で、他の法令の規定等を掲げました。また、特に各項目に関連の深い個別通達を該当する箇所に掲げました。



詳細
カタログ
送呈中!

〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17



第一法規

TEL(03)3404-2251
FAX(03)3404-2269

国際課税

Q & A

▶▶英国法人に勤務する米国の居住者に対する短期滞在者免税の不適用

Q

当社は英国法人で日本に支店を有しております。このたび当社の本店の従業員A及びBが約3カ月間日本に出張しました。

AとBの給与等その報酬はすべて本店で支払われ、日本支店に対しその負担を求めることはありません。

Aは英国の居住者で、Bは米国の居住者です。この場合、AとBいずれも租税条約の短期滞在者免税の規定の適用により日本での課税はないものと考えてよろしいでしょうか。

A いわゆる短期滞在者免税は、租税条約の規定に基づくものですが、単にわが国での滞在期間が短期間（通常183日以下）であればその要件を充足するものではなく、個々の租税条約の該当条項において定められた要件の充足が必要とされます。

短期滞在者免税の適用の対象となる租税条約は、雇用者がいずれの国の居住者であるかに関係なく、その使用人がいずれの国の居住者であるかによって定まることとなります。

Aは英国の居住者であることから、Aについては日英租税条約が、Bは米国の居住者であることからBについては日米租税条約がそれぞれ適用されることとなります。

Aについては日英租税条約第16条の規定に基づいてわが国での課税の有無が判定されます。

その免税の要件を定めた同条約第16条(2)の規定は次のとおりです。

「(1)の規定にかかわらず、一方の締約国（本件の場合、英国）の居住者が他方の締約国内（本件の場合、日本国内）で行う勤務に関して

取得する報酬に対しては、次のことを条件として、当該一方の締約国（本件の場合、英国）においてのみ租税を課することができる。

(a) その報酬の受領者が当該課税年度又は当該賦課年度を通じて合計183日をこえない期間当該他方の締約国内（本件の場合、日本国内）に滞在し、

(b) その報酬が当該他方の締約国（本件の場合、日本）の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われ、かつ、

(c) その報酬が当該他方の締約国内（本件の場合、日本国内）に雇用者の有する恒久的施設又は固定的施設によって負担されないこと」

Aは、上記のいずれの条件をも充足していますので、わが国での課税はないこととなります。

Bについては日米租税条約第18条の規定に基づいてわが国での課税の有無が判定されます。

その免除の要件を定めた同条約第18条(2)の規定は次のとおりです。

「一方の締約国（本件の場合、米国）の居住者である個人が取得する(1)に規定する種類の報